

奈良県議会傍聴規則（対照表）

現 行	改 正 案
<p>○ 奈良県議会傍聴規則</p> <p>昭和40年4月6日奈良県議会規則第1号</p> <p>奈良県議会傍聴規則をここに公布する。</p> <p>奈良県議会傍聴規則</p> <p>(この規則の目的)</p> <p>第1条 この規則は地方自治法(昭和22年法律第67号)第130条第3項の規定に基づき、会議の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(傍聴席の区分)</p> <p>第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。</p> <p>(一般傍聴席への入場)</p> <p>第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の用紙に住所氏名を記入し、傍聴席に着かなければならない。</p> <p>2 傍聴人の定員は134人とする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、若干人の傍聴を認めることが<u>ある</u>。</p> <p>3 多人数が集団して傍聴しようとする場合は、その団体を入場させることにより、他の傍聴人の席が著しく少なくなると認めるときは、その若干人を指定して、これを許可することが<u>ある</u>。</p>	<p>○ 奈良県議会傍聴規則</p> <p>昭和40年4月6日奈良県議会規則第1号</p> <p>奈良県議会傍聴規則をここに公布する。</p> <p>奈良県議会傍聴規則</p> <p>(この規則の目的)</p> <p>第1条 この規則は地方自治法(昭和22年法律第67号)第130条第3項及び奈良県議会委員会条例(昭和31年8月奈良県条例第33号)第15条第3項の規定に基づき、会議及び委員会(以下「会議等」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(傍聴席の区分)</p> <p>第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。</p> <p>(一般傍聴席への入場)</p> <p>第3条 会議等を傍聴しようとする者は、所定の用紙に住所氏名を記入し、傍聴席に着かなければならない。</p> <p>2 本会議場の傍聴人の定員は、134人とする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、若干人の傍聴を認めることが<u>できる</u>。</p> <p>3 委員会室の傍聴人の定員は、20人とする。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、若干人の傍聴を認めることが<u>できる</u>。</p> <p>4 多人数が集団して傍聴しようとする場合は、その団体を入場させることにより、他の傍聴人の席が著しく少なくなると認めるときは、その若干人を指定して、これを許可することが<u>できる</u>。</p>

(一般傍聴券の発行)

第4条 議長は、傍聴席の整理上必要と認めるときは傍聴券を発行することがある。

2 前項の傍聴券は、会議当日、議会事務局の所定の場所で先着順により交付する。

(傍聴席への入場禁止)

第5条 銃器その他危険なものを持っている者、旗、のぼり、プラカード又はこれらに類するものを携帯する者、他人に迷惑をかけるような行為並びに服装をしている者及び酒気を帯びている者その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者は、傍聴を認めない。

(議場への入場禁止)

第6条 傍聴人は、如何なる理由があつても、議場に入つてはならない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にある間、次の事項を守らなければならない。

- 一 帽子をかぶらないこと。
- 二 飲食及び喫煙をしないこと。
- 三 放談その他喧噪な行為をしないこと。
- 四 拍手その他如何なる方法でも議事の言論に対して批評を加え、又は可否を表わさないこと。
- 五 杖を必要とする身体障害者及び高齢者以外の者は杖を持たないこと。
- 六 携帯電話、ポケットベル等を使用しないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真映画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者はこの限りでない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(一般傍聴券の発行)

第4条 議長又は委員長（以下「議長等」という。）は、傍聴席の整理上必要と認めるときは傍聴券を発行することができる。

2 前項の傍聴券は、会議等の当日、議会事務局の所定の場所で先着順により交付する。

(傍聴席への入場禁止)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 一 銃器その他危険なものを持っている者
- 二 旗、のぼり、プラカードその他これらに類するものを携帯する者
- 三 他人に迷惑をかけると認められる行為又は服装をしている者
- 四 酒気を帯びていると認められる者
- 五 その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(議場等への入場禁止)

第6条 傍聴人は、議場及び委員会の会議場に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にある間、次の事項を守らなければならない。

- 一 帽子をかぶらないこと。
- 二 飲食及び喫煙をしないこと。
- 三 放談その他喧噪な行為をしないこと。
- 四 議場及び委員会の会議場における言論に対して拍手その他の方法で公然と可否を表明しないこと。
- 五 杖を必要とする身体障害者及び高齢者以外の者は杖を持たないこと。
- 六 携帯電話その他音声を発する機器の電源を切ること、又はマナーモードにすること。

(写真、動画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真動画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に議長等の許可を得た者はこの限りでない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反者に対する措置)

第10条 議長は、傍聴人がこの規則に違反するときはこれを制止し、従わないときは退場させることができる。

2 議長が傍聴を禁止したとき、若しくは傍聴を拒絶したとき、又は退場を命じたときは、傍聴人はすみやかに退場しなければならない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 奈良県議会傍聴人取締規則(昭和26年3月27日県議会議決)は廃止する。

附 則(平成8年議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

(違反者に対する措置)

第10条 議長等は、傍聴人がこの規則に違反するときはこれを制止し、従わないときは退場させることができる。

2 議長等が傍聴を禁止したとき、若しくは傍聴を拒絶したとき、又は退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 奈良県議会傍聴人取締規則(昭和26年3月27日県議会議決)は廃止する。

附 則(平成8年議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成〇〇年議会規則第〇号)

この規則は、公布の日から施行する。